

資治通鑑第 71 卷

令和 4 年 6 月 3 日

魏紀三 起著雍涪灘，盡上章闡茂，凡三年。

■魏、**呉**、**蜀**、統国訳漢文大成．経子史部 第 4 卷 266p

烈祖明皇帝上之下太和二年（戊申，228年）

■**[司馬懿は孟達を斬る]** 春，正月（元嘉曆では二月か），司馬懿は新城（湖北省襄陽道房県、現・十堰市房県）を攻め、旬有六日にして、之を抜き、孟達を斬る。申儀は久しく魏興に在り、^{ほしいま}擅に製を承け印を刻し、多く假授する所なり。懿は召し而して之を執り、洛陽に歸す。

■初め、征西將軍の夏侯淵の子の**楙**（《魏志・諸夏侯曹傳》，夏侯楙は夏侯惇之子とす、即ち夏侯淵の族子）は太祖の女の清河公主（元々は丁儀に妻合せんとしたが、文帝は楙に娶した）に尚す、文帝は少くして之と親善し、即位に及びて、以て安西將軍と為し、關中を都督し、長安に鎮し、淵の處（長安に鎮す、66 卷漢獻帝建安 16 年にあり）を承け使む。

蜀 **[諸葛亮は魏延の計を用いず]** 諸葛亮は將に入寇せんとし、群下と之を謀り、丞相の司馬（漢制には無い制）の魏延は曰く、

「聞く夏侯楙は、（4-267p）主（公主）の婿也、怯に而して謀^{はかりごと}無きなり。今延に精兵五千、負糧五千を假せば、直に褒中（漢中郡の県、陝西省漢中道褒城県、現・漢中市褒城県）より出でて、秦嶺（山脈）に循い而して東し、子午（子午道、王莽の通じる所、36 卷平帝元始五年・安帝延光四年にあり）に当たり而して北し、十日を過ぎずして、長安に到る可し。楙は延の奄至するを聞けば、必ず城を棄てて逃走せん。長安中は惟だ御史（督軍御史）、京兆太守（京兆尹を改める）ある耳。横門邸閣は散民之穀と、食を周するに足る也（魏は邸閣を横門に置き穀物貯蔵、民は兵至るを聞けば逃散し、その穀を収めれば軍食となる）。東方相い合聚する比には、尚ほ二十許日ならん、而して公は斜谷より來たれば、亦た以て達するに足らん。此の如くすれば、則ち一舉に而して咸陽以西は定む可し矣。」

亮は以為らく、

「此れ危計なり、安んじて坦道よりに如かず、以て平らかに隴右を取る可し、十全にして必ず克ち而して^{おそれ}虞無し」

と、故に延の計を用いず。

蜀 ■ **[諸葛亮は斜谷道より出陣]** 亮は揚聲す、

「斜谷道に由りて郿（陝西省關中道郿県、現・宝鸡市眉県）を取らん。」

鎮東將軍の趙雲、揚武將軍の鄧芝をして疑軍と為し、箕谷（陝西省漢中道褒城県の北、現・漢中市褒城県）に據ら使む。帝は曹真を遣わして關右の諸軍を都督して郿に軍せしむ（統により追加）。亮は身みずから大軍を率いて祁山を攻め、戎陳は整齊にして、號令は明肅なり。始め、魏は漢の昭烈（劉備）の既に死し、數歳寂然として聞こゆる無しを以て、是を以て略ぼ備豫（予め備え）無し。而るに卒に亮の出でるを聞き、朝野は恐懼す。是に於いて天水、南安（甘肅省蘭山道隴西県、現・定西市隴西県南安鎮）、安定は皆な叛して亮に應じ、關中は響震し、朝臣は未だ計の出る所を知らず。帝は曰く、

「亮は山を阻みて固めと為し、今者は自ら來たる、正に兵書の人を致す之術（孫子は曰く、善く戦う者は人を致して人に致されずと。帝姑く此の言を以て朝野の心を安んずるのみ）に合い、亮を破るは必ず也。」

乃ち兵馬歩騎五萬を勅し、右將軍の張郃を遣わして之を督し、西に亮を拒ましむ。丁未（43-57+1= 4 7

日?), 帝は (自ら) 行きて長安に如く。

蜀 **[劉備は馬謖に警戒、諸葛亮は登用]** 初め、越嶲太守の**馬謖**の才器は人に過ぎ、好みて軍計を論じ、**諸葛亮**は深く器異を加える。(胡三省曰く、孔明の明略を以て謖を待つ所の者は此の如し、亦以て其の善く軍計を論じるを見るに足る。孔明が南征する時に謖が心を攻めるの論を觀るに、豈に悠々たる座談者の如く能く及ぶ所ならんや) 漢の**昭烈**は終わりに臨みて**亮**に謂って曰く、

「**馬謖**は言は其の實に過ぎ、大いに用いる可からず、君は其れ之を察せよ！」

亮は猶ほ謂えらく然らずと、**謖**を以て參軍と為し、毎に引見して談論し、晝より夜に達す。出でて祁山に軍するに及びて、**亮**は舊將の**魏延**、**吳懿**等を用いて先鋒と為さず、而して**謖**を以て諸軍を督して前に在らしめ、**張郃**と街亭 (漢陽の略陽県にあり、甘肅省渭川道秦安県の東北、現・天水市秦安県隴城鎮・通説、だが甘涼道平番県、蘭州市永登県説もあり) にて戦う。

蜀 **[泣いて馬謖を斬るの是非]** **謖**は**亮**の節度に違ひ、舉措は煩擾にして、水を捨てて山に上り、下らずして城に據る。**張郃**は其の汲道 (水汲の道) を絶ち、撃ちて、大いに之を破り、士卒は離散す。(4-268p) **亮**は進みて據る所無し、乃ち西縣 (漢陽郡の県、甘肅省渭川道天水県、現・天水市秦州区、清水県) の千餘家を抜きて漢中に還る。**謖**を収めて獄に下し、之を殺す。**亮**は自ら臨みて祭り、之が為に流涕し、其の遺孤を撫すこと、恩は平生の若し。**蔣琬**は**亮**に謂って曰く、

「昔楚は得臣を殺し、**文公**の喜びは知る可き也 (左傳に、晉の**文公**は楚の子玉と城濮に戦ひ、楚の師敗績し、晉は楚の軍に入り三日殺す。文公は猶憂色有り曰く、得臣猶在りて憂未だやまざるなりと。楚が得臣を殺すに及び手然る後に**文公**の喜び知る可きなり)。天下は未だ定まらず而るに智計之士を戮す、豈に惜しからざる乎！」

亮は流涕して曰く、

「**孫武**が能く勝ちを天下に制する所以の者は、法を用いるに明らかなる也。是を以て**揚干**は法を亂し、**魏絳**は其の僕を戮せり (左傳に晉の**悼公**は諸侯を合す、その弟の**揚干**は行を亂し、**魏絳**は其の僕を戮す。悼公は謂えらく、**魏絳**は能く刑を以て民を佐くと。新軍に佐たらしむ)。四海は分裂し、兵の交わるは方に始まる、若し復た法を廢せば、何を用いて賊を討つ邪！」

蜀 **[諸葛亮は自ら貶する]** **謖**之未だ敗けざる也、裨將軍の巴西の**王平** (文字を十字も知らずという) は連りに**謖**を規諫すれども、**謖**は用いる能わず。敗れるに及び、衆は盡く星のごとく散り、惟だ**平**の所領の千人は鼓を鳴らして自ら守り、**張郃**は其の伏兵有るを疑ひ、往きて逼らざる也、是に於いて**平**は徐徐に諸營の遺迸を收合し、將士を率いて而して還る。**亮**は既に**馬謖**及び將軍の**李盛**を誅し、將軍の**黃襲**等の兵を奪ひ、**平**は特に崇顯せ見れ、參軍を加拜し、五部を統べ兼ねて營事 (營屯の事) に當り、位を討寇將軍に進め、亭侯 (後漢の制に、列侯に県侯・郷侯・亭侯あり) に封じる。**亮**は上疏して自ら三等を貶するを請ひ、漢主は**亮**を以て右將軍と為し、丞相の事を行わしむ。(上疏:臣は弱才を以て叨りに非據を竊み、親ら施鉞を乗り、以て三軍を勵まし、章を訓へ法を明かにし、事に臨みて懼れる能わず、街亭の命に違ふの闕、箕谷の戒めざるの失有るに至る。咎は皆な臣が授任すること方無きに在り。臣の明、人を知らず、事を恤うること多く闕し。春秋には師を責む。臣の職に當る。請う自ら三等を貶して、以て厥の咎を督さんと。)

蜀 **[趙雲の軍資あり]** 是の時**趙雲**、**鄧芝**の兵も亦た箕谷に敗れ、**雲**は衆を斂めて固く守り、故に大きく傷つかず、**雲**も亦た坐して貶せられて鎮軍將軍と為る。**亮**は**鄧芝**に問いて曰く、

「街亭の軍は退き、兵將は復た相い録 (收拾) せず、箕谷の軍の退き、兵將は初めより相い失わざるは、何故や？」

芝は曰く、

「趙雲は身自ら後ろを断ち、軍資什物は、略ぼ棄てる所無し、兵將は相い失うに縁無し。」

雲は軍資餘絹有り、亮は將士に分賜せ使め、雲は曰く、

「軍事は利無し、何為れぞ賜う有らん！其の物は請う悉く赤岸（陝西省漢中道留壩県、現・漢中市留壩県、蜀は軍資の庫を置く）の庫に入れ、十月を須ちて冬の賜と為さん。」

亮は大いに之を善しとする。

蜀 **[諸葛亮は自肅して、民は敗を忘れる]** 或は亮に更に兵を發せんと勸める者あり、亮は曰く、

「大軍が祁山、箕谷に在りて、皆な賊よりも多く、而るに賊を破らず、乃ち賊の破る所と為るは、此れ病兵の少なきに在らざる也、一人に在る（勝敗は將次第）耳。今兵を減じて將を省き、罰を明らかにして過ちを思い、變通之道を將來に校らんと欲す。若し然る能わざる者は、(4-269p) 兵多しと雖も何の益あるや！自今已後は、諸々の國に忠慮有るは、但だ勤めて吾之闕を攻めよ、則ち事は定まる可く、賊は死す可く、功は足を蹠げ而して待つ可し矣。」

是に於いて微勞を考し、壯烈を甄（甄別して表明する）し、咎を引き躬を責め、失う所を境内に布き、兵を厲して武を講じ、以て後圖を為し、戎士は簡練し、民は其の敗れるを忘れる矣。

蜀 **[姜維の投降]** 亮之祁山に出る也、天水の參軍の姜維は亮に詣りて降る。亮は維の膽智を美とし、關して倉曹掾（丞相の倉穀を担当）と為し、軍の事を典ら使む。

■曹真是安定等の三郡を討ち、皆な平らぐ。真是以えらく諸葛亮は祁山に懲り、後に必ず陳倉（県の名、陝西省關中道宝鶏県の東、現・宝鶏市陳倉区）より出でんと、乃ち將軍の郝昭等をして陳倉を守り、其の城に治せ使む。

■夏、四月、丁酉（33-25+1=9日）、帝は洛陽に還る。

■ **[涼州刺史の徐邈の名政治]** 帝は燕國の徐邈を以て涼州刺史と為す。邈は農に務め穀を積み、學を立て訓えを明らかにし、善を進め惡を黜け、羌、胡と事に従い、小過を問わず。若し大罪を犯せば、先ず部帥に告げ、應に死すべき者なるを知ら使め、乃ち斬りて以て徇う。是に由りて其の威信に服し、州界は肅清とす。

■五月、大旱す。

呉 **[呉は曹休を誘い出す]** 呉王は鄱陽太守の周魴をして密かに山中の舊族名帥（山越の宗帥）の北方に聞知する所と為る者を求め使めて、誘て揚州（魏の揚州は九江・盧江の二郡のみ、江津の多くは呉の支配）牧の曹休を挑ま令めんとす。魴は曰く、

「民帥は小丑にして、杖任に足らず、事或いは漏洩すれば、休を致す能わず。乞う親人を遣わして箋を繼ぎて以て休を誘い、譴（咎め）を被り誅を懼れ、郡を以て北に降らんと欲すと言ひ、兵の應接せんことを求めしめん。」

呉王は之を許す。時に頻る郎官（尚書郎）の魴に詣りて諸事を詰問する有り、魴は因りて郡（鄱陽郡）の門下に詣り、發（鬚は髪）を下げて謝す（すべて曹休を誘うための演技）。休は之を聞き、歩騎十萬を率いて皖に向い以て魴に應ず。帝も又た司馬懿（既に時に諸軍を督して宛に屯す）をして江陵に向かわ使め、賈逵をして東關（濡須口の関）に向かわしめ、三道俱に進む。

呉■ **〔孫権は自ら出陣〕** 秋，八月，呉王は皖（安徽省安慶道潜山県、現・安慶市潜山市）に至り，陸遜を以て大都督と為し，黄鉞を假し，親ら鞭を執りて以て之を見る。朱桓、全琮を以て左右の督と為し，各々三萬人を督して以て休を撃たしむ。休は欺か見るを知り，而るに其の衆を恃みて，遂に呉と戦わんと欲す。朱桓は呉王に言つて曰く、

「休は本は親戚なるを以て任ぜ見れ，智勇の名將に非ざる也。今戦えば必ず敗れ，敗れば必ず走り，走りて當に夾石（安徽省安慶道桐城県、現・安慶市桐城市）、掛車（統は挂車、安徽省安慶道桐城県、現・安慶市桐城市）に由らん。此の兩道は皆な險厄なり，若し萬兵を以て路を柴げば（柴で道を塞ぐ），則ち彼の衆は盡くす可く，休は生虜とす可し。臣は請う所部（章校及び《魏志・徐邈傳》により都を部に改める）を將いて以て之を斷たん，若し天威を蒙り，（4-270p）休を以て自ら效すを得れば，便ち勝ちに乗りて長驅して，進みて壽春を取り，割きて淮南を有ち，以て許、洛を規る可く，此れ萬世の一時，失う可からざるの時（統は無し）なり！」

権は以て陸遜に問い，遜は以て不可と為し，乃ち止む。

呉■ **〔陸遜は曹休を撃破〕** 尚書の蔣濟は上疏して曰く、

「休が深く虜地に入り，権の精兵と對す，而して朱然等は上流に在り，休の後ろに乗れば，臣は未だ其の利を見ざる也。」

前將軍の滿寵は上疏して曰く、

「曹休は明果と雖も而して兵を用いるに希なり，今從る所の道は，湖を背にして江を傍にし，進み易く退き難し，此れ兵之絀地（進み易く退き難き地）也。若し無強口（夾石の東南、安徽省安慶道盧江県、現・合肥市盧江県）に入れば，宜（統による、寵は×）しく深く之が為に備えよ！」

寵の表は未だ報ぜられず，休は陸遜と石亭（安徽省安慶道潜山県の東北、現・安慶市潜山市）に戦う。遜は自ら中部と為り，朱桓、全琮をして左右の翼と為さ令め，三道俱に進み，休を衝き兵を伏し，因りて驅りて之を走らせ，亡げるを追い北に逐い，逕ちに夾石に至り，斬獲は萬餘，牛馬騾驢車乘は萬兩，軍資器械は略ぼ盡く。

呉■ **〔賈逵の策で曹休は助かる〕** 初め，休は表して深く入りて以て周紡に應じるを求めんに，帝は賈逵に命じて兵を引いて東に休と合せしむ。逵は曰く、

「賊は東關之備え無し，必ず軍を皖に並せん，休が深く入り賊と戦えば，必ず敗れん。」

乃ち諸將を部署し，水陸並びて進み，行くこと二百里，呉人を獲たり，言わく、

「休は戦い敗れ，呉は兵を遣わして夾石を斷つ。」

諸將は出づる所を知らず，或は後軍を待たんと欲し，逵は曰く、

「休の兵は外に敗れ，路は内に絶え，進みて戦う能わず，退きて還るを得ず，安危之機は，日を終えるに及ばず。賊は（休の）軍に後繼無しと以てし，故に此に至るべし，今疾く進みて，其の不意に出て，此れ所謂人に先んじて以て其の心を奪う也，賊が吾が兵を見れば必ず走らん。若し後軍を待ち，賊が已に險を斷てば，兵は多しと雖も何の益あらん！」

乃ち道を兼ねて進軍し，多く旗鼓を設けて疑兵と為す。呉人は逵の軍を望見し，驚き走り，休は乃ち還るを得る。逵は夾石に據り，兵糧を以て休に給し，休の軍は乃ち振う。初め，逵は休と善からず（文帝黄初中、賈逵に節を仮さんと欲し、休は曰く、逵は性剛にして諸將を易んじ侮る、督と為す可からずと、遂に止む），休の敗れるに及び，逵に頼りて以て免る。

■ 九月，乙酉（21+60-53+1=29日），皇子の穆を立てて繁陽王と為す。

■長平壯侯の曹休は上書して謝罪し、帝は宗室なるを以て問わず。休は慚憤し、疽が背に發し、庚子（十月なら36-22+1=15日?）、卒す。帝は滿寵を以て揚州を都督せしめ以て之に代える。

■【鮮卑対策】護烏桓校尉の田豫は鮮卑の郁築鞬を撃ち、郁築鞬の妻の父の軻比能は之を救い、三萬騎を以て豫を馬城（漢の時代郡に所属、山西省雁門道天鎮県、現・大同市天鎮県）に圍む。上谷太守の閻志は、柔（建安年中に烏桓を護る、故にその兄弟は信用有り）之弟也、素より鮮卑の信ずる所と為る、往きて解きて之を諭し、乃ち圍みを解きて去る。

■冬、十一月、蘭陵成侯の王朗は卒す。

【諸葛亮の後出師の表と出征】

蜀【諸葛亮の後出師の表】漢の諸葛亮は曹休の敗れ、魏兵が東に下り、關中は虚弱なりと聞き、兵を出して魏を撃たんと欲す、(4-271p) 群臣は多く以て疑わしと為す（祁山の敗戦による）。亮は漢主に上言して曰く（後出師の表）、

「先帝は深慮し以わく、漢、賊は兩び立たず、王業は偏安せず、故に臣に託するに賊を討つを以てす。先帝之明を以て、臣之才を量るに、固より當に臣が賊を伐つに、才弱く敵強きを知るべし。然れども賊を伐たざれば、王業も亦た亡びん、惟だ坐し而して亡びるを待つか、之を伐つか孰與ぞや！是の故に臣に託し而して疑わざる也。臣は受命之日より、寢て席を安ぜず、食べて味を甘しとせず、思惟するに北征は、宜しく先ず南に入るべし、故に五月瀘を渡り、深く不毛に入る。臣は自ら惜しまざるに非ざる也、顧みて王業は蜀都に偏全す可からず、故に危難を冒し以て先帝之遺意を奉じる也、而るに議者は為えらく計に非ず。今賊は適々西に疲れ（郿県・祁山の師）、又た東に務める（呉との戦い）、兵法は勞に乗り、此れ進み趨く之時也。謹んで其の事を陳べるに左の如し。高帝は明は日月に並び、謀臣は淵深なり、然れども險を涉り創を被り、危うく然る後に安ぜん。今陛下は未だ高帝に及ばず、謀臣は良（張良）、平（陳平）に如かず、而るに長計を以て勝ちを取り、坐して天下を定めんと欲す、此れ臣之未だ解せざる一也。劉繇、王朗は各々州郡に據り、安を論じ計を言い、動もすれば聖人を引き、群疑は腹に滿ち、衆の難は胸に塞がり、今歳は戦わず、明年は征せず、孫策をして坐して大きくして（孫策が劉繇を破るは61卷漢獻帝興平二年にあり、王朗を破るは62卷建安元年にあり）、遂に江東を並さ使む、此れ臣之未だ解せざる二也。曹操の智計は殊に人に絶し、其の兵を用いる也、孫、吳を彷彿とする、然るに南陽に困しみ（穰を攻めて張繡に取られる）、烏巢に險く（袁紹の將の淳于瓊を攻める時）、祁連に危く（祁山か。袁尚を祁山に圍む時）、黎陽に逼られ（袁譚兄弟を攻めた時）、幾んど伯山に敗れ（烏桓と白狼山で戦う事）、殆んど潼關に死す（马超と戦う）、然る後に一時を偽定する耳。況んや臣の才弱きや、而るに危かざらんを以て而して之を定めんと欲す、此れ臣之未だ解せざる三也。曹操は五たび昌霸（昌豸なり、曹操は頻りに攻めても降らず、于禁に命じて伐ちて斬らしむ）を攻めて下らず、四たび巢湖を越えて成らず（孫權を攻める）、李服（蓋し王服ならん、董承と曹操を殺そうとして誅せらる）を任用し而るに李服は之を圖り、夏侯（夏侯淵は漢中を守り、劉備に破られる）に委ねて而して夏侯は敗亡す。先帝は毎に操を稱して能と為す、猶ほ此の失有り、況んや臣の驚駭（統は驚下）なるをや、何の能く必ず勝たんや！此れ臣之未だ解せざる四也。臣が漢中に到るより、中間期年（一年）なる耳、然るに趙雲、陽群、馬玉、閻芝、丁立、白壽、劉邵、鄧銅等及び曲長（部の下に極り、その長）、屯の將七十餘人、(4-272p) 突將（衝突の將の勇猛なる者）、無前（前に敵無き者）、實叟（巴實の兵、蜀では兵を叟という）、青羌（羌の一部族）、散騎（當時の騎兵）、武騎（當時の騎兵）一千餘人を喪う。皆な數十年之内に、糾合する四方之精銳なり、一州之所有する所に非ず。若し復た數年なれば、則ち三分之二を損せん、當に何を以て敵を圖るや！此臣之未だ解かざる五也。今民は窮し兵は疲れ、而れども事は息む可からず。

事息む可からざれば、則ち住ると行くと、勞費は正に等しく、而るに(魏の)虚に及びて之を圖らず、一州之地を以て賊と久しきを支えんと欲す、此れ臣之未だ解かざる六也。夫れ平らかにし難き者は事也、昔先帝は楚に敗軍す、此の時に当たり、曹操は手を拊ち、天下は已に定まると謂う。然る後に先帝は東に吳、越に連なり(65 卷漢獻帝建安 13 年)、西に巴、蜀を取り(67 卷建安 19 年)、兵を擧げて北征し(68 卷建安 24 年)、夏侯は首を授く、此れは操之失計に而して漢の事は將に成らんとす也。然る後に吳は更に盟を違え(68 卷建安 24 年)、關羽は毀敗し、秭歸に蹉跌し(69 卷黃初元年三年)、曹丕は帝を稱する。凡そ事は是くの如く、逆め見る可きは難し。臣は鞠躬(身を屈めて他を顧みる暇無し)して盡力し、死し而して後に已む、成敗利鈍に至りては、臣之明の能く逆め睹ける所に非ざる也。」

蜀 **〔陳倉の大土木攻防戦〕** 十二月、亮は兵を引いて散關を出、陳倉を囲み、陳倉は已に備え有り、亮は克つ能わず。亮は郝昭の郷人の斬詳をして城外に於いて遙かに昭を説か使め、昭は樓上に於いて之に應じて曰く、

「魏家の科法(法禁の箇条)は、卿の練(訓練)する所也。我之人と為りは、卿の知る所也。我は國恩を承けること多く而して門戸は重し、卿は言う可き者無し、但だ必ず死有る耳。卿は還りて諸葛に謝し、便ち攻める可き也。」

詳は昭の語を以て亮に告げ、亮も又た詳をして重ねて昭を説か使めて、言う、

「人兵は敵せず(無為《魏志・明帝紀》の注を引いて《魏略》補す)、空しく自ら破滅せん。」

昭は詳に謂って曰く、

「前言は已に定まる矣、我は卿を識る耳、箭は(卿を)識らざる也。」

詳は乃ち去る。亮は自ら以えらく衆數萬有り、而して昭の兵は才に千餘人なり、又た東の救いは未だ便ち到る能わずと度り、乃ち兵を進めて昭を攻め、雲梯(梯子車)衝車(突撃車)を起こして以て城に臨む。昭は是に於いて火箭を以て逆えて其の梯を射、梯は燃え、梯の上の人は皆な焼死す。昭は又た繩を以て石磨(石臼)を連ね其の衝車を壓し、衝車は折れる。亮は乃ち更に井闌(井桁)の百尺を為り以て城中を射、土丸(土囊か)を以て塹を填め、直ちに城を攀じらんと欲す、昭も又た内に重牆を築く。亮も又た地突(地下トンネル)を為り、城裡に踴出せんと欲し、昭も又た城内に於いて地を穿ち横に之を截つ。晝夜相い拒むこと二十餘日なり。

■ **蜀** **〔諸葛亮は食尽きて撤退〕** 曹真是將軍の費耀等を遣わして之を救わしむ。帝は張郃を方城(河南省汝陽道葉県の南 40 里の山の名、現・平頂山市葉県)より召し、亮を撃た使む。帝は自ら河南城(洛陽城の西)に幸し、酒を置きて郃を送る、郃に問いて曰く、(4-273p)

「將軍の到る遲きに、亮は已に陳倉を得る無きを得る乎？」

郃は亮の深く入りて穀無きを知り、指を屈して計りて曰く、

「臣が到る比おい、亮は已に走らん矣。」

郃は晨夜道に進み、未だ至らず、亮の糧は盡き、引いて去る。將軍の王雙は之を追い、亮は撃ちて雙を斬る。詔して郝昭に爵の關内侯を賜る。

公孫 **〔魏は公孫淵政權を認知〕** 初め、公孫康の卒するや、子の晃、淵等は皆な幼く、官屬は其の弟の恭を立てる。恭は劣弱にして、國を治める能わず、淵は既に長じ、脅して恭の位を奪い、上書して狀を言う。侍中の劉曄は曰く、

「公孫氏は漢の時の用いる所(公孫度が遼東を守るは 59 卷獻帝初平九年にあり)、遂に世々に官を相い承け、水は則

ち海に由り、陸は則ち山を阻み、外に胡夷（倭国を含む極東）に連なり、絶遠して制し難し。而して世々に權して日久しく、今若し誅せざれば、後には必ず患を生ぜん。若し貳（二心、反心）を懷き兵を阻みて、然る後に誅を致すは、事に於いて難しと為す。如かず其の新たに立つに因りて、黨有り（淵の黨が有りて恭の位を奪う）仇有り（恭の黨は仇となす）、其の不意に先んじて、兵を以て之に臨み、賞募を開設するには、師を勞せず而して定む可き也。」

帝は従わず、淵を拜して揚烈將軍、遼東太守とす。

吳 **【吳王は呂範を信賴】** 吳王は揚州牧の呂範を以て大司馬と為し、印綬未だ下らず而して卒す。初め、孫策は範をして財計を典ら使め、時に吳王は年少なり、私に従いて求める有れば、範は必ず關白（関与啓白す、孫策に上申す）し、敢えて専ら許さず、當時此を以て望まる。吳王は陽羨（吳郡の県、江蘇省蘇常道宜興県、現・無錫市宜興市陽羨社区）の長を守り、私に用いる所有り、策或は料覆（取り調べ）すれば、功曹の周谷は輒ち為に簿書を傳著（附著、帳面づらをうまく取り繕う）し、譴問（責め問う）する無から使む、王は時に臨みて之を悦ぶ。後に事を統べるに及び、範が忠誠なるを以て、厚く信任せらる、谷が能く簿書を欺更（欺き変更する）するを以て、用いざる也。

太和三年（己酉，229年）

蜀 **【諸葛亮は武都・陰平の二郡を占領】** 春、漢の諸葛亮は其の將の陳戒（《蜀志・後主傳》による、《蜀志・諸葛亮傳》には陳式）を遣わして武都（郡、甘肅省渭川道武都県、現・隴南市武都区）、陰平（郡、甘肅省渭川道文県西北、現・隴南市文県）の二郡を攻める、雍州（京兆・馮翊・扶風・安定・北地・新平・武都・陰平を統べる）刺史の郭淮は兵を引いて之を救う。亮は自ら建威に出、淮は退き、亮は遂に二郡を抜き以て歸る。漢主は復た亮を策拜して丞相と為す。

【孫権は皇帝に即位、天下三分】

吳 **【吳主は皇帝即位】** 夏，四月，丙申（32-19+1=14日），吳王（孫権）は皇帝に即位し、大赦し、改元して黃龍とする。百官は畢く會し、吳主は功を周瑜（曹操に対抗して三分の計を為す、65卷漢獻帝建安13年）に歸す。綏遠將軍の張昭は笏を擧げて功德を褒贊せんと欲し、未だ言うに及ばず、吳主は曰く、

「張公之計（張昭が曹操を迎えようとした計、65卷建安13年）の如くならば、今已に食を乞わん矣。」

昭は大いに慚じ、(4-274p) 地に伏して流汗す。吳主は父の堅を追尊して武烈皇帝と為し、廟號を始祖（《吳志・孫堅傳》の注引《吳錄》に據り補う）とす。兄の策を長沙桓王と為し、子の登を立てて皇太子と為し、長沙桓王の子の紹を封じて吳侯と為す。諸葛恪を以て太子の左輔と為し、張休を右弼と為し、顧譚を輔正（吳の創設）と為し、陳表を翼正都尉（吳の創設）と為し、而して謝景、范慎、羊衝等は皆な賓客と為し、是に於いて東宮は號して多士と為す。太子は侍中の胡綜をして《賓友の目（人の才能品格の品評）》を作ら使めて曰く、「英才卓越にして、倫匹に超逾するは、則ち諸葛恪なり。精しく時機を識り、幽に達し微を究めるは、則ち顧譚なり。凝辯（堅実で論拠ある弁舌）宏達（闊達明通）にして、言能く結（糾結した難題疑問）を釋くは、則ち謝景なり。學を究め微を甄（あきらかに別つ）ち、游、夏（子游・子夏は孔子の弟子）と科を同じくするは、則ち范慎なり。」

羊衝は私に綜に駁して曰く、

「元遜（諸葛恪の字）の才は而るに疏なり、子嘿（顧譚の字）は精にして而るに很（很戻）なり、叔發（謝景の字）

は辯なり而るに浮（軽薄浮かれる）なり、孝敬（范慎の字）は深く而るに狭なり。」

衛は卒に此の言を以て恪等の惡む所と為る、其の後四人は皆な敗れ、衛の言う所の如し。

呉 [蜀呉の同盟と天下分割] 呉主は並びに二帝を尊ぶ之議を以て往きて漢に告げ使む。漢人は以為えらく、

「之に交わるは益無く而して名體は順ならず、宜しく正義（天に二日無く、土に二王無しは古今の正義なり）を顯明し、其の盟好を絶つべし。」

丞相の亮は曰く、

「權は僭逆之心有ること久し矣、國家の其の鬻情（罪過情欲）を略する所以の者は、犄角（角をとり足をひく、前後より挾撃する）之援けを求める也。今若し顯絶を加えれば、我を仇とするは必ず深し、更に當に兵を移して東を成り、之と力を力し、其の土を併せるを須ち、乃ち中原を議すべし。彼に賢才は尚ほ多く、將相は輯穆す、未だ一朝にして定まる可からざる也。兵を頓して相い守り、坐し而して老れるを須てば、北賊（魏）をして計を得使め、算之上なる者に非ず。昔孝文（漢の文帝）は匈奴に卑辭し、先帝は伏（続は優）して呉と盟し、皆な權（權宜）に應じ變に通じ、深く遠き益を思う、匹夫（計る所の者大なる）之忿れる者の若きに非ざる也。今議者は威な以えらく、權の利は鼎足に在り、力を並せる能わず、且つ志望は已に滿ち、岸に上る之情（川を渡り宜を攻める心）無く、此を推すに、皆な是なるに似るも而るに非ざる也。何となる者？其の智力は侔しからず、故に江を限りて自ら保つ。權之江を越える能わざるは、猶ほ魏賊之漢を渡る（江陵を圍る）能わざるがごとし、力餘り有りて、而も取らざるを利とするに非ざる也。若し大軍が討を致せば（蜀が魏を破れば、呉も將に功を分たん）、彼は高きは當に其の地を分裂して以て後規（後圍）と為す、下きは當に民を略し境を廣め、武を内に示し、端坐する者に非ざる也。若し就え其の動かずとも而も我に睦めば、我之北伐は、（4-275p）東顧の憂い無く、河南之衆は盡く西するを得ず、此之利為るは、亦た已に深し矣。權の僭逆之罪は、未だ宜しく明らかにせざる也。」

乃ち衛尉の陳震を遣わして呉に使いせしめ、尊號を稱するを賀す。呉主は漢人と盟約し天下を中分し、豫、青、徐、幽を以て呉に屬し、兗、冀、并、涼を漢に屬し、其の司州之土は、函谷關を以て界と為す。

呉 [張昭の引退] 張昭は老病を以て官位及び統領する所を上還し、更に輔吳將軍に拜し、班は三司に亞し、改めて婁侯に封じ、食邑は萬戸なり。昭は朝見する毎に、辭氣は壯厲にして、義は色に形となり、曾て直言を以て旨に逆い、中ごろ進見せず。後に漢の使いは來たりて、漢の徳の美を稱し、而るに群臣は能く屈する莫し、呉主は嘆じて曰く、

「張公をして坐に在ら使めば、彼は折（屈する）れざれば則ち廢せん、安んぞ復た自ら誇らん乎！」

明くる日、中使を遣わして勞問せしめ、因りて請いて昭を見、昭は席を避して謝し、呉主は跪きて之を止む。昭は坐定まり、仰ぎて曰く、

「昔太后（孫權の母の呉氏）、桓王は老臣を以て陛下に屬せず、而るに陛下を以て老臣に屬せり、是を以て臣節を盡くし以て厚恩に報いんことを思う、而るに意慮淺短にして、盛旨に違逆す。然れども臣の愚心國に事える所以は、志は忠益して命を畢わるに在り而して已む。若し乃ち心を變じ慮を易え以て榮を偷み容を取るは、此れ臣が能わざる所也！」

呉主は辭謝す焉。

■元城哀王の禮は卒す。

■六月，癸卯（39-19+1=2 1 日），繁陽王の穆は卒す。

■戊申（44-19+1=2 6 日），高祖大長秋（漢の宦官の曹騰）を追尊して高皇帝と曰い，夫人の吳氏を高皇后と曰う。

■〔皇號の是非〕 秋，七月，詔して曰く、

「禮に，王后に嗣無く，擇びて支子（庶子の子孫）を建て以て大宗を繼げば，則ち當に正統を纂ぎて而して公義を奉ずべし，何ぞ復た私親を顧みるを得ん哉！漢宣（25 卷元康元年にあり）は昭帝の後を繼ぎ，悼考に加えるに皇號を以てす。哀帝（34 卷 35 卷）は外籙を以て援立せられ，而して董宏等は亡秦を稱引して，時期（統は時朝）を惑誤し，既に恭皇を尊びて，廟を京都（統は京師）に立て，又た籙妾を宏（統は寵）め，長信に比せ使め，昭穆を前殿にし（定陶の恭皇と元帝と昭穆を敘するをいう），四位を東宮（太后宮）に並べ，僭差は度無く，人神は祐けず，而して師丹の忠正之諫めを非として罪し，用って丁、傅の焚如之禍を致す。是より之後，相い踵ぎて之を行（漢の安帝、桓帝、靈帝など続々と）。昔魯文の逆祀するは，罪は夏父に由る（春秋の文公二年に太廟に大事有り、僖公を躋せるは逆祀なり。夏父弗忌の言を用いる故、其の罪は夏父にありという也）。宋國の度に非ざれば，譏りは華元に在り（春秋成公二年に宋の文公卒す。始めて厚く葬り、蜃炭を用い車馬を益し、始めて殉死を用い、器備を重くす。これ華元の説によるものにして、君子は華元を不臣なりという）。其れ公卿有司に令して，深く前世の行事を以て戒めと爲し，(4-276p) 後嗣が萬一諸侯由り入りて大統を奉ずる有れば，則ち當に人の後爲る之義を明らかにする。敢て佞邪を爲し時君に導誤し，妄りに正に非ざる之號を建て以て正統を干し，考を謂って皇と爲し，妣を稱して后と爲し，則ち股肱大臣は之を誅して赦す無し。其れ之を金策に書し，之を宗廟に藏し，令典に著せ！」

〔吳は建業に遷都〕 九月，吳主は建業に遷都し，皆な故の府に因り，復た増改せず，太子の登及び尚書九官（九卿）を武昌に留め，上大將軍の陸遜をして太子を輔け，並せて荊州及び豫章の三郡（統による。二は×、豫章・鄱陽・廬陵）の事を掌り，軍國を董督せ使む。

〔陸遜は謝景を叱る〕 南陽の劉廙は嘗て《先刑後禮論》を著し，同郡の謝景は之を遜に稱し，遜は景を呵して曰く、

「禮之刑に長ずるは久し矣。廙は細辯を以て而して先聖之教えを詭ぶむ，君は今東宮に侍り，宜しく仁義に遵じ以て德音を彰すべし，彼之談の若きは，須く講ずべからざる也！」

〔步騭の吳太子への諫言〕 太子は西陵（湖北省江漢道蘄水縣西南、現・黃岡市浠水縣）都督（吳は辺要に督を置くも、國の西門の西陵には都督を置く）の步騭に書を與え，啟誨されられるを求める，騭は是に於いて時事の業の荊州の界に在る者及び諸僚吏の行能を條し以て之に報じ，因りて上疏して奨勸して曰く、

「臣は聞く、人君は小事を親らせず，百官有司をして各々其の職に任せ使む，故に舜は九賢に命じ，則ち心を用いる所無く，廟堂を下さず而して天下は治まる也。故に賢人の在る所，萬里を折衝す，信に國家之利器は，崇替（盛衰）之由る所也。願はくは明太子は重く以て意に經す（心に留め置く）べし，則ち天下は幸なること甚だならん！」

〔張紘は吳に還り家を迎え，道に病して卒す。困（重体）するに臨みて，子の靖（章注及び《吳志・張紘傳》により補う）に留箋（遺書）を授けて曰く、

「古より國を有ち家を有つ者は，咸な徳政を修めて以て隆盛の世に比せんと欲す，其の治に至りて，多く馨香ならず，忠臣賢佐無きに非ざる也，主は其の情に勝たず，用いる能わざるに由る耳。夫れ人情は難を憚り而して易きに趨き，同を好み而して異を惡む，治道と相い反す。《傳》に曰く『善に従うは登るが如

く、惡に従うは崩れるが如し』、善之難きを言う也。人君は奕世之基を承け、自然之勢いに據り、八柄（八つの権柄の意味、太宰は爵で貴を馭し、祿で富を馭し、予で幸を馭し、置で行を馭し、生で福を馭し、奪で貧を馭し、廢で罪を馭し、誅で過を馭す）之威を操り、易同之歡を甘んじ、人に假取（続による、假敢×）する無し、而して忠臣は進み難き之術を挾み、耳に逆う之言を吐き、其の合わざる也、亦た宜しからず乎！離れば則ち釁有り、巧辯は間に縁り、小忠に眩み、恩愛に戀し、賢愚は雜錯し、黜陟は叙を失い、其の由って來たる所、情は之を亂せば也。故に明君は之を寤り、賢を求めること飢渴の如く、諫めを受けて而して厭わず、情を抑え欲を損し、義を以て恩を割く、(4-277p) 則ち上に偏謬之授無く、下に希冀之望無し矣！」

吳主は書を省し、之が為に流涕す。

■ **魏の法律制度** 冬，十月，平望觀（華林園の東南に在り、天淵池水は觀の南を巡る）を改めて聽充觀と曰う。帝は常に言う、

「獄者、天下之性命也。」

大獄を斷じる毎に、常に觀に詣りて臨みて之を聽く。初め、魏の文侯の師の李悝（戦国時代初期の人、法家の祖）は《法經》六篇を著し、商君は之を受けて以て秦に相となる。蕭何は《漢律》を定め、益して九篇と為し、後に稍く増して六十篇に至る。又た《令》の三百餘篇、《決事比》（判例）の九百六卷有り、世々増損有り、錯糅（錯雜）して常無く、後の人は各々章句を為し、馬（馬融）、鄭（鄭玄）諸儒の十有餘家あり、以て魏に至る。當に用うる所の者は合わせて二萬六千二百七十二條、七百七十三萬餘言なり、覽る者は益々難し。帝は乃ち詔して但だ鄭氏の章句を用いしむ。尚書の衛覬は奏して曰く、

「刑法者、國家之貴重とする所に而して私議之輕賤する所。獄吏者、百姓之縣命とする所而して選用者之卑下とする所なり。王政之敝は、未だ必ずしも此に由らざればあらざる也。請う律博士を置くべし。」

帝は之に従う。又た司空の陳群、散騎常侍の劉邵等に詔して漢法を刪約し、《新律》十八篇、《州郡令》（刺史太守に用いる）四十五篇、《尚書官令》（国に用いる）、《軍中令》（軍令）合わせて百八十餘篇を制せしめ、《正律》に於いて九篇増を為し、旁章科令に於いて省（減）を為す矣。

■ 十一月，洛陽の廟は成り、高（曹騰）、太（曹嵩）、武（曹操）、文（曹丕）の四神主を鄴に迎える。

■ 十二月，雍丘王の植は徙して東河に封じる。

蜀漢の丞相の亮は府營を南山の下原の上に徙し、漢城を沔陽（陝西省漢中道沔県、現・漢中市勉県）に築き、樂城を成固（陝西省漢中道城固県西北十八里、現・漢中市城固県）に築く。

太和四年（庚戌，230年）

吳 [吳は渡海して夷洲・亶洲を攻める] 春，正月（《吳志・孫權傳》により補う），吳主は將軍の衛溫、諸葛直をして甲士萬人を將して、海に浮かんで夷洲、但洲（続は亶洲、二州は後漢書東夷伝では徐福の行く所とする）を求め使め、其の民を俘にして以て衆を益さんと欲す。陸遜、全琮は皆な諫め、以為く、

「桓王は基を創るとき、兵は一旅ならず。今江東の見衆は、自ら事を圖るに足る、當に遠く不毛を涉り、萬里に人を襲うべからず、風波は測り難し。又た民は水土を易えれば、必ず疾疫を致し、益せんと欲して更に損し、利せんと欲して反って害す。且つ其の民は猶ほ禽獸のごとく、之を得て事を濟すに足らず、之れ無きも衆を虧くに足らず。」

吳主は聽かず。

【魏の人材】

■ **【魏の四聰・八達・三豫】** 尚書の琅邪の諸葛誕、中書郎の南陽の鄧颺等は相い與に結びて黨友と為り、更に相い題表し、散騎常侍の夏侯玄等四人を以て四聰と為し、誕の輩の八人を八達と為す。玄は、尚之子也。中書監の劉放の子の熙、(4-278p) 中書令の孫資の子の密、吏部尚書の衛臻の子の烈は、三人は威な比に及ばず、其の父が勢位に居るを以て、之を容れて三豫と為す。

■ **【諸葛誕・鄧颺の官を免ず】** 行司徒事の董昭は上疏して曰く、

「凡そ天下を有つ者は、敦樸忠信之士を貴尚し、深く虚偽不真之人を疾まざる者は莫し、其の教えを毀し治を亂し、俗を敗り化を傷うを以て也。近くは魏諷(68 卷建安 24 年にあり)は誅に建安之末に伏し、曹偉(69 卷黄初二年にあり)は黄初之始めに斬戮せられたり。伏して惟うに前後の聖詔は、深く浮偽を疾み、以て邪黨を破散せんと欲し、常に用って切齒す。而るに執法之吏は、皆な其の權勢を畏れ、能く糾擿(糾擿摘発)するもの莫く、風俗を毀壞し、^{ようや} 侵^{ますます}く滋々甚だしからんと欲す。竊かに見るに當に今年少は復た學問を以て本と為さず、専ら更に交遊を以て業と為す。國士は孝悌清修を以て首と為さず、乃ち勢に趨き利に遊ぶを以て先と為す。黨を合わせ群を連らね、互いに相い褒歎し、毀譽を以て罰戮を為し、黨譽を用って爵賞と為し、己に附く者は則ち之を歎く言に^み盈ち、附かざる者は則ち瑕釁(玉の病を瑕といい、器の隙を釁という)を為作す。乃ち、『今世何ぞ度られざるを憂うる邪(広く党友を布く時は互いに羽翼となり、身安くして患無く、以て世を渡るべきを謂う)、但だ人を求める道に勤めず、之を羅すること博からざる(を憂うべき)耳。人は何ぞ其の己を知らざるを患(続は憂)えんや、但だ當に之に吞ますに藥を以てし而して柔調すべき耳(毀譽を加える時は彼は誠に譽を好みて毀を惡むが故に、其の心は我に柔服調順して忤う無きこと、これを吞ますに藥を以てするが如きなりの意。』と相い謂うに至る。又た聞くに或は奴客をして名づけて在職の家人と作し、之を冒して出入し、禁奥に往來し、書疏を交通し、探問する所有ら使むる有り。凡そ此の諸事は、皆な法之取らざる所、刑之赦さざる所、諷、偉之罪と雖も、以て加える無き也！」

帝は其の言を善しとす。二月，壬午(18-15+1=4日)，詔して曰く、

「世之質文は、教えに隨い而して變ず(殷は質を尚び、周は文を尚ぶ、各々教えに隨いつて変ぜしなり)。兵亂以來、經學は廢絶し、後生の講趣(続は進趣)は、典謨(二典三謨)に由らず。豈に訓導未だ洽かならず、將に進用せんとする者は徳を以て顯われざる乎！其れ郎吏(尚書郎)の學は一經に通じ、才は牧民を任じ、博士課試し、其の高第に擢んでる者は、亟かに用いるべし。其の浮華にして道本を務めざる者は、之を罷め退くべし！」是に於いて誕、颺等の官を免ず。

■ **夏，四月**，定陵成侯の鍾繇は卒す。

■ **六月**，戊子(24-13+1=12日)，太皇太后の卞氏は殂す。秋，七月，武宣皇后(卞皇后の諡)を葬す。

【曹真の蜀侵攻は大雨で中止】

■ **【魏の蜀へ侵入】** 大司馬の曹真是以わく、

「漢人(《魏志・曹真傳》は蜀人)は數々入寇す、請う斜谷に由りて之を伐たん。諸將が數道並せて進めば、以て大いに克つ可し。」

帝は之に従い、大將軍の司馬懿に詔して漢水を溯りて西城由り入り、真と漢中に會さしめ、諸將の或は子午谷に由り、或は武威(建威とするあり、武都とするべき、胡三省は武威とする)由り入らしむ。(4-279p) 司空の陳群は諫めて曰く、

「太祖は昔陽平に到り張魯を攻め(67 卷漢獻帝建安 20 年), 多く豆麥を収めて以て軍糧を益すも, 魯は未だ下らず而して食は猶ほ乏し。今既に因る所無く, 且つ斜谷は阻險なりて, 以て進退するに難く, 轉運は必ず鈔截(鈔略截斷)せられ, 多く兵を留めて要を守れば, 則ち戰士を損し, 熟慮せざる可からざる也。」

帝は群の議に従う。真は復た表す、

「子午道よりせん」

群も又た其の不便を陳べ, 並せて軍事の用度之計を言う。詔して群の議を以て真に下し, 真は之に據りて遂に行く。

■八月, 辛巳(17-12+1=6 日), 帝は行きて東巡す。乙未(31-12+1=20 日), 許昌に如く。

蜀 [蜀の迎撃態勢、李嚴出陣] 漢の丞相の亮は魏兵の至るを聞き, 成固・赤坂に次いで以て之を待つ。李嚴を召して二萬人を將して漢中に赴か使め, 嚴の子の豊を表して江州都督と為し, 軍を督し嚴の後事を典らしむ。

■ [遠征軍は大雨に遭う] 會々天は大雨すること三十餘日, 棧道は斷絶し, 太尉の華歆は上疏して曰く、
「陛下は聖徳を以て成、康之隆に當たる, 願わくは先ず心を治道に留め, 征伐を以て後事と為すべし。國を為す者は民を以て基と為す, 民は衣食を以て本と為す。中國をして饑寒之患無く, 百姓をして上を離れる之心無からしめば, 則ち二賊(吳蜀)之讐は坐し而して待つ可き也！」

帝は報じて曰く、

「賊は山川に憑恃し, 二祖(武帝・文帝)は前世に勞すれども, 猶ほ克平せず, 朕は豈に敢えて自ら多とし, 必ず之を滅ぼさんと謂う哉! 諸將は以為く一たび採取せざれば, 自ら敵れるに由無しと, 是を以て觀兵して以て其の讐を窺う。若し天の時未だ至らざれば, 周武(周の武王は文王の木主を奉じ, 東して兵を孟津に觀す。武王は河を渡る時中流にして白魚踊りて王の舟に入る。この時諸侯は期せずして会する者八百, 皆曰く、紂を伐つべしと。武王曰く、汝未だ天命を知らず, 未だ可ならざるなりと。乃ち師を還す)の師を還すは, 乃ち前事之鑒なり, 朕は敬んで戒む所を忘れず。」

■ [楊阜の撤退の上疏] 少府の楊阜は上疏して曰く、

「昔武王は白魚が舟に入り, 君臣は色を變ず, 動きて吉瑞を得るも, 猶ほ尚ほ憂懼し, 況んや災異有り而して戦い疎せざる者あり哉! 今吳、蜀は未だ平らがず, 而して天は屢々變を降す, 諸軍は始めて進み, 便ち天雨之患有り, 山險に稽闕(留め閉ざす)され, 已に日を積む矣。轉運之勞は, 擔負之苦は, 費す所已に多く, 若し斷(続は繼)ぜざる有れば, 必ず本圖(本来の計画)に違わん。《傳》(左傳の隨武子の言)は曰く、『可を見て而らば進み, 難きを知れば而して退くは, 軍之善政也。』徒らに六軍をして山谷之間に困しみ, 進みては略する所無く, 退きて又た得ざら使むは, 王兵(王者の兵)之道に非ざる也。」

■ [王肅の上疏、作戰中止を求める] 散騎常侍の王肅は上疏して曰く、

「前志に之れ有り、『千里に糧を饋れば, 士は饑色有り, (4-280p) 樵蘇(木を切り草を刈る)後に爨げば, 師は宿飽(食溜め)せず,』(李左車の陳餘に説くの言)此れ平塗(平坦に道)之軍を行る者を謂う也。又た況んや深く阻險に入り, 路を鑿ちて而して前み, 則ち其の勞為るは必ず相ひ百(百倍)せん也。今又た之に加えるに霖雨を以てす, 山板は峻滑にして, 衆迫り而して展びず, 糧は遠く而して繼ぎ難し, 實に軍を行る者之大いに忌む也。聞くに曹真の發して已に月を逾え而るに行くこと裁かに谷に半ばし, 道を治める功夫(考えを巡らす工夫), 戰士は悉く作すと。是れ賊は偏えに逸を以て勞を待つを得, 乃ち兵家之憚る所也。之を前代に言えは, 則ち武王は紂を伐ち, 關を出でて而して復た還る。之を近事に論ずれば, 則ち武(曹操)、文(曹丕)は權(孫權)を征し, 江に臨み而して濟らず。豈に所謂、天に順い時を知り, 權變に通じる者に非ず哉!

兆民は上聖にして水雨の艱劇之故を以て、休み而して之を息ますを知らざれば、後日に釁有り、乗じ而して之を用いば、則ち所謂、悦びを以て難を犯し（易の兌卦の象の辭）、民は其の死を忘れる者ならん矣。」
肅は、朗之子也。

■九月，曹真等に詔して師を班さしむ。

■冬，十月（元嘉曆十一月か？、景初曆八月に閏月ありか）、乙卯（51-41+1=1 1 日）、帝は洛陽に還る。時に左僕射の徐宣は留事を總統す、帝は還り、主者は文書を奏呈す。帝は曰く、
「吾が省するは僕射が省すると何ぞ異ならん！」

竟に視ず。

■十二月（元嘉曆十一月閏月か？）、辛未（7+60-40+1=2 8 日、章注及《魏志・明帝紀》補）、文昭皇后を朝陽陵に改葬す。（旧陵が貧相なので改葬、鄴にあり）

呉〔呉は合肥を目指し、滿寵は撃退〕呉主は揚聲す、

「合肥に至らんと欲す」

と。征東將軍の滿寵は表して兗、豫の諸軍を召し皆な集まり、呉は尋いで退き還る、詔して其の兵を罷める。寵は以為えらく、

「今賊は大舉し而して還る、本意に非ざる也、此れ必ず偽りて退き以て吾が兵を罷めしめ、而して倒りて還り虚に乗り、不備を掩わんと欲する也。」

表して兵を罷めず、後十餘日にして、呉は果たして更に來たる。合肥城に到り、克たず而して還る。

蜀漢の丞相の亮は蔣琬を以て長史と為す。亮は數々外出し、琬は常に食を足し兵を足し、以て相い供給す。亮は毎に言う、

「公琰（蔣琬の字）は志を託すること忠雅なり、當に吾と共に王業を贊ける者也。」

呉〔隱蕃の呉主取り入りと誅殺〕青州人の隱蕃は逃げ奔りて呉に入り、呉主に上書して曰く、

「臣は聞く紂は無道を為し、微子（微子啓は殷の王族。帝乙の長子。紂から祭器を抱きて周に逃げる）は先ず出る。高祖は寛明にして、陳平（9 卷漢の高帝二年にあり）は先ず入る。臣は年二十二、封域を委棄し、命を有道に歸し、頼もしくも天靈を蒙り、自ら全致（身を全うして呉に致る）するを得る。臣は至りて止まること日有り、而るに主者（客を掌る官）は之を降人に同じくし、未だ精別せられず、臣の微言妙旨をして上達するを得ざら使む、於邑して三歎す、曷ぞ惟れ其れ已まん！謹んで闕に詣りて拜章す、乞う引見を蒙らんを。」

呉主は即ち召し入れ、(4-281p) 蕃は進みて謝し、答問し時務を陳ずるに及び、甚だ辭觀（言辭の敏にい儀觀風采が備なる）有り。侍中、右領軍（呉は中領軍と左右領軍を置く）の胡綜は侍坐し、呉主は問う、

「何如か？」

綜は對えて曰く、

「蕃の上書して大語するは東方朔（BC154 年-BC93 年、漢の武帝時代の政治家、武帝に「今年 22 歳になり、勇猛果敢、恐れを知らず、知略に富んでいるので、大臣に向いていると思う」と自ら推薦状を送った。）に似たる有り、巧捷にして詭辯は櫛衡に似たる有り、而るに才は皆な及ばず。」

呉主は又た問う、

「何の官に堪える可きか？」

綜は對えて曰く、

「未だ以て民を治める可からず、且く都輦（国都は輦轂の下にあり）の小職を試みるべし。」

吳主は蕃が盛んに刑獄を語るを以て、用って廷尉監（漢以来廷尉に正監平あり）と為す。左將軍の朱據、廷尉の郝普は數々蕃の王佐之才有るを稱し、普は尤も之と親善し、常に其の屈するを怨嘆す。是に於いて蕃の門に車馬は雲集し、賓客は堂に盈ち、衛將軍の全琮等より皆な心を傾けて接待す。惟だ羊銜及び宣詔郎の豫章の楊迪は拒絶して與に通じず。潘濬の子の翥も、亦た蕃と周旋し、之に饋餉す。濬は聞き、大いに怒り、疏して翥を責めて曰く、

「吾は國に厚恩を受け、報ずるに命を以てせんと志す、爾が輩は都に在り、當に恭順を念じ、賢を親しみ善を慕うべし。何の故か降虜と交わり、糧を以て之に餉るや！遠くに在りて此を聞き、心は震え面は熱し、惆悵すること累旬なり。疏到れば、急に往使に就き杖を受けること一百、促かに餉る所を責めよ！」當時人は咸な之を怪しむ。之頃くして、蕃は吳に作亂せんと謀り、事は覺われ、亡げ走り、捕うを得て、伏して誅す。吳主は郝普を切責し、普は惶懼し、自殺す。朱據は禁止（謹慎幽閉）せられ、時を歴て乃ち解く。

吳 **[呂岱を長沙に再配置]** 武陵の五溪（雄溪・楠溪・西溪・[?]無溪・辰溪）の蠻夷（湖南省沅江の流域の種族）は吳に叛し、吳主は南土の清定するを以て、交州刺史の呂岱（交州を討つは前卷文帝黃初七年にあり）を召して還りて長沙の漚口に屯ぜしむ。

令和4年5月21日 和訳開始 8745文字

令和4年6月3日 和訳終了 19094文字